

パートタイム・有期雇用労働法等 対応状況チェックツールで チェックしてみませんか？

「パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール」は、
自社の状況について、パートタイム・有期雇用労働法に沿った
雇用管理が行われているか確認するツールです。

2020年4月※からパートタイム・有期雇用労働法が施行されます。

※中小企業は2021年4月から適用

法対応チェックツールで
点検してね！



アクセスは
こちらから！

法対応チェックツール



<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan2/>



パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール

本ツールの目的

同一企業内における正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても納得して働き続けることができるよう、2020年4月からパートタイム・有期雇用労働法が施行されました。（中小企業は2021年4月から適用。）

このチェックツールでは、パートタイム・有期雇用労働法やその他の労働関係法令により義務・努力義務とされている事項について、貴社の現状を点検し、パートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善に向けて、どのように取り組むべきかを確認することができます。

本チェックツールをご活用いただき、貴社のすべてのパートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善に向けた取組を進め、魅力ある企業をめざしましょう。

- ＊ ツールを利用するにはユーザ登録が必要です。
- ＊ 入力情報はパスワードによって管理されます。回答した企業を特定する形での分析や、入力情報・チェック結果を一般に公開することは絶対にありません。ありのままを入力していただくことにより、正しくチェックすることができます。

1. ユーザ登録画面

2. 分析結果画面

図1 チェックサイト トップ画面

ぜひチェックサイトにアクセスし、チェックツールをご活用ください！
回答の目安は30分程度です。

チェックツールの利用は、簡単4ステップ♪

ステップ1 ユーザー登録 (図1)



メールアドレス、パスワード等を入力し、ユーザー登録をします。

ステップ2 パートタイム労働者・有期雇用労働者のタイプを判定 (図2)



チェックの対象となるパートタイム労働者・有期雇用労働者のタイプを判定します。

※パートタイム労働者・有期雇用労働者の業務内容、人材活用の仕組みによって、求められる待遇が異なります。

ステップ3 選択式の設問で簡単チェック (図3)



選択式の設問に回答し、チェックを行います。

※回答の途中で一時中断し、回答の内容を保存して、後で再開することができます。

ステップ4 分かりやすいチェック結果を確認 (図4、5)

チェック結果を色分けして表示し、義務違反や努力義務違反のおそれがある点などが、ひと目でわかります。

また、結果に応じたアドバイスや参考事例を確認できます。これらアドバイス等に基づき、貴社における改善の取組を進めましょう。

ステップ1

パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール

本登録ページ

以下の項目を入力してください。
(※)は入力必須項目です。

登録者の役職 (※) 選択してください

- 人事担当
- 現場の管理職
- 労働組合員
- その他

パスワード (※) 英数字8文字以上

パスワード

パスワード (確認用) (※)

パスワード

図1 ユーザー登録画面

ステップ2 社員タイプ特定設問

①で入力したパートタイム労働者・有期雇用労働者と②で入力した正社員との比較で、以下の設問に回答していただく、④で入力したパートタイム労働者・有期雇用労働者がタイプ1から4までどのタイプのパートタイム労働者・有期雇用労働者なのか自動的に判定できます。

①職務の内容

2 (1) 業務の内容
パートタイム労働者・有期雇用労働者の職種は正社員と同じですか。

はい

いいえ

2 (2) 中核的業務
パートタイム労働者・有期雇用労働者が従事している業務内容は、實質的に正社員と同じですか。
注「中核的業務」とは、ある労働者に与えられた職務に伴う最々の業務のうち、その職務を代表する中核的なものを指し、与えられた職務に不可欠な業務、業務の成果が事業所の業績や評価に大きく影響を与える業務、労働者の職務体系における時間的割合、程度が大きい業務という基準によって総合的に判断します。

はい

いいえ

2 (3) 責任の程度
パートタイム労働者・有期雇用労働者の仕事に従事する上での責任の程度は正社員と同じですか。
※与えられている権限の範囲、業務の成果について求められている役割、トラブル発生時や臨時・緊急時に求められる対応の程度、元々上げ目標等の達成への期間度などを総合的に判断してください。

はい

いいえ

職務の内容は同じ

職務の内容は異なる

図2 労働者選択画面

労働者タイプはフローに従って判定

1 基本給、賞与、手当

2 教育訓練、福利厚生等

3 労働条件の明示・説明

4 他の労働関係法令

5 正社員への新換推進措置

6 相談の為の体制整備、労働の結合の促進など

ステップ3

6つの項目についてチェックできます

選択式の設問で簡単チェック

図3 設問画面

ステップ4

チェック結果

チェック対象の労働者: 正社員(販売)

比較対象労働者: XXX

タイプ3: 職務の内容・業務の内容: 異なる 責任の程度: 同一 職務の内容・配置の変更の範囲: 同一

- 改善が必要な項目
- 改善が望ましい項目
- 「不合理ではない」と説明できるかどうか、今一度を確認いただきたい項目
- 念のため確認いただきたい項目
- 未回答

1 基本給、賞与、手当

2 教育訓練、福利厚生等

3 労働条件の明示・説明

図4 チェック結果画面



チェック結果をひと目で確認!

項目をクリックするとアドバイス等を表示

アドバイス

1 基本給、賞与、手当

1-1 基本給

問1-1(1) 貴社では、パートタイム労働者・有期雇用労働者の基本給を決定する際の決定基準は、正社員と同じですか。

選択した回答

決定基準は同じである

決定基準は異なる

アドバイス

【アドバイス】

タイプ2~4の場合、均衡待遇が求められ、正社員と比較して不合理な待遇差が禁止されます。正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の基本給の決定基準に異なっている点がないか、念のため確認しましょう。もし異なっている点がある場合には、不合理な待遇差がなくなるよう、改善をお願いします。検討に当たっては、「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル(業界共通編)」53ページ以降をご参照ください。

図5 アドバイス・参考事例



回答に応じた丁寧なアドバイスで貴社の取組をサポート!

本ツールご利用にあたって

本ツールは、企業・団体等におけるパートタイム・有期雇用労働法をはじめとした労働関係法令の遵守状況を、自ら確認するためのツールです。

登録・チェックにあたって入力いただいた情報やチェック結果をもとに、指導等が行われることはありません。本ツールを積極的にご利用いただき、パートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇を改善し、労働者がイキキと活躍できる職場となるよう、お取組をお願いいたします。

なお、登録いただいた情報は、従業員数別や業種別の法令対応状況の確認のため、統計情報として利用することがあります。

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

	電話番号		電話番号		電話番号		電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

パートタイム・有期雇用労働法に関する様々な情報を掲載

パート・有期労働ポータルサイト

（「パートタイム・有期雇用労働法等 対応状況チェックサイト」は、このサイト内にあります。）

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



雇用形態に関わらない公正な待遇確保について解説

厚生労働省ホームページ（同一労働同一賃金特集ページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

